HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 50(3), 257-260
Issue Date	1999-09-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/14971
Type	bulletin (other)
File Information	50(3)_p257-260.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑報

北海道大学法学会記事

○一九九九年三月五日(金)午後二時半より

「十七世紀イングランドの政治学史

――ホッブズの主権論とハリントンの混合政体論」

報告者　福田有広

(東京大学大学院法学政治学研究科助教授)

出席者　二六名

十七世紀イングランドの政治学史といっても、そこには、私たちが、その時代の政治学の歴史をどう書くかということばかりではなく、その時代の政治学者が、古典古代からそれまでの政治学史をどう書いていたのかという問題が重なっている。なぜなら、政治学者は、同時に政治学史家であったからである。ジェイムズ・ハリントン(1611－1677)の場合、自らの政治学は、一方で、イングランドの伝統的な政治学に対抗し、同時に、ホッブズの『リヴァイアサン』に対抗するものだと考えたが、それはつまり、彼の政治学史が、伝統的な政治学の modern prudence「近代の学問」、自らの復興すべき政治学の ancient prudence「古代の学問」、そしてホッブズの三要素によって構成されていたということを意味している。

その、古代の学問とは、混合政体論のことであり、一方の近代の学問は、ローマ帝国崩壊以降のヨーロッパで、封建制に基づく制限君主制を前提にした政治学の伝統であった。後者は、大権と自由の両立に腐心しつつも、その内実は、封建領主の家臣に対する支配をそのまま追認するにとどまっており、政治学自体の内実は極めて希薄とされる。よって、一六四九年の段階で求められたのは、封建領主の支配を前提とせずに、平等な人間同士の間でゼロから確固たる支配服従関係を作り出せる政治学、すなわち古代の学問であった。ところが、そこに全く新しい議論と経験とが割り込んできたために、ハリントンの政治学史は第三の要素を加えることとなった。それが、革命政権ランプ・パーラメント(一六四八－一六五三)であり、ホッブズの『リヴァイアサン』(一六五一)であった。

ホッブズは『リヴァイアサン』において、スチュアート王朝が倒れる以前の段階で発表した『法の原理』や『デ・キヴェ』の主権論を一層精緻にする一方で、同時に、議論の中心を微妙に実力説、征服説（commonwealth by acquisition）へと傾斜させ、内乱の勝者、ランプ・パーラメントを擁護した。ハリントンは『オセアナ共和国』（1656）においてこの点を突き、土地所有が平等化した当時のイングランドにはホッブズ征服説は適用不可能であり、ランプ・パーラメントが短命に終わったのはホッブズの議論が破綻している証左だと批判したのである。

そこでハリントンは、征服説に頼ることなく、ホッブズと同じ課題――国内平和の確保――に挑み、何らかの実力組織の存在を前提とせず、むしろ政治機構の構成における工夫により――実力ではなく利益という概念を動員して――この問題を解こうとする。その答えが、元老院と民会の二院制であり、何が共通の利益であるかについての討議・提案する者と、投票により決議・決定する者とを分離するという提案であった。その核心は、自己の利益に配慮することが不可能な状態に提案者を追い込むということにあったが、これは古代の混合政体論に対する彼なりの解釈であり、このプランに対する彼の揺るがぬ自信は、古代ローマを含む、幾多の共和国の歴史や先達の政治学者の議論を渉猟し尽くしたという自負に裏打ちされたものであった。

ところで、政治学史を古代・中世・近代の三分法ではなく、ancient prudence と modern prudence の二つの長い伝統によって政治学史をとらえるというハリントンの視角を継承するとどうなるであろうか。私自身は、この二つの伝統が、十六・十七世紀の宗教戦争、二十世紀の世界戦争をいかに受けとめ、その結果、相互に交錯したのか、そこに関心をおいて、今後、長い時間をかけて政治学史を描いてゆきたいと考えている。たとえば、この視点からすれば、ジョン・ロックは、近代の政治学の生んだ天才ということになろう。なぜなら、彼は、近代の政治学の伝統で初めて、大権の存在を、自由と百パーセント関連づけて説明することが出来たからである。The Second Treatise のロックは、自由と大権を、プロパティと執行権という形に翻訳することによって、その難関を突破したのである。

なお、本報告のホッブズとハリントンについては、拙著の一部の要約である（A. Fukuda, Sovereignty and the Sword: Harrington, Hobbes and mixed government in the English civil wars (Oxford, 1997)).

○一九九九年三月一九日(金)午後二時より

「省庁再編と国家機能論――行政改革会議の立場」

報告者　藤田宙靖（東北大学法学部教授）

出席者　四六名

本報告の内容は、本誌次号に「資料」として掲載される予定である。

○一九九九年四月二三日(金)午後一時半より

「中世後期ドイツの下級貴族と帝国国制」

報告者　田口正樹

出席者　二六名

中世後期ドイツの下級貴族は、帝国諸侯にはじまる貴族身分の階梯の上では最下層に位置する。下級貴族の一つの根源は、中世中期の家人（ミニステリアーレン）である。家人は元来不自由身分に属していたが、一一世紀以後、特に騎兵としての従軍や城塞守備などの軍役奉仕を媒介としてその地位を向上させ、自らも城塞を築き、封（レーン）を受領した。彼らはほぼ一三世紀の間には貴族化し、従来の自由貴族の一部とともに下級貴族の階層を形成した。下級貴族は自己の城塞を拠点に諸権利を集積し従属民を支配する小さな支配者であり、また何より軍人であって、自己の支配を維持し拡張するために、自らの武力を投入して自力救済＝フェーデを行った。西洋中世社会においてフェーデは一つの法的手段として機能していたが、他方でフェーデの行き過ぎを抑制しその遂行態様にルールを設けることは、当時最も重要な国制上の問題の一つであった。

中世後期の下級貴族については、従来、所領収入の減少による経済的窮乏、領邦君主の支配強化とそれへの屈服、歩兵に対する敗北による軍事的意義の喪失などから、その危機と没落が語られてきた。しかし、近年の研究は、下級貴族内部での経済状態の分化、質入れなどを通じて領邦君主の行政・司法機構と密着しつつ自己の家門の支配を拡大する可能性、歩兵による対騎兵戦勝の限定性などを指摘して、貴族の没落の一面的強調を批判する。こうした近年の批判をふまえれば、中世後期は下級貴族にとって、淘汰と適応の時代であったと特徴づけられる。

そうした適応の試みの一つとして、貴族団体Adelsgesellschaftの結成があげられる。一四世紀三〇年代から一六世紀初めのドイツには九十以上の貴族団体が存在したことが知られる。地域的にはドイツの北部北東部には少なく、西部

南部に多い。これらの中には、特定の君侯の優位が明瞭で、下級貴族を統合するための装置と見なせるような、垂直的構造の団体も存在したが、下級貴族などが対等の関係で結束したような水平的構造の団体も多く、後者は、領邦君主の支配強化に対抗する政治的意味を持ちえた。団体の規約の中には、戦闘的・政治的規定を多く含むものや、宗教的・社交的規定が前面に出るものがあるが、いずれの団体も内部での平和を維持し、会員と外部者との対立に際しては会員を支援するという点では共通する。団体内部ではフェーデが禁止ないし制約され、会員同士の紛争には、会長などを処理機関とする仲裁の手続が定められることが多い。一方会員と外部者との紛争の場合には、他の会員にも援助が義務づけられるが、特に一五世紀のいくつかの団体では、まず訴訟や仲裁による解決の努力を当事者や会が行い、それが不調に終わった場合にはじめて当事者会員の行うフェーデや、会としてのそれへの助力に移行すべきこととされる。このようにフェーデ遂行との関係では、貴族団体は対内的にはフェーデの自己抑制という意味を持ち、対外的には会員の相互援助を通じてフェーデをより大規模化する面と訴訟や仲裁の前置を要求してやはりフェーデを抑制する側面との両面を有する。

このような貴族団体は、一四世紀には王権によって禁圧される存在であり、カール四世は何度か貴族団体を解散させるよう命令していたが、貴族団体や都市同盟を解散させて地方ごとのラントフリーデに一元化しようという王権の構想は貫徹しなかった。一五世紀前半の国王ジギスムントは方針を転換して、貴族団体の結成とそれへの都市の合流を容認し、貴族団体を基礎にして平和秩序を確立しようとしたが、シュヴァーベンで行われた貴族団体「聖ゲオルクの楯」と都市同盟の交渉は実を結ばず、この構想も実現しなかった。一方、貴族団体は、一四三〇―三二年のフス派対策の会議や一四七九―八七年のいわゆる Vier Lande の大トーナメントにおいて、個々の地方を越えた下級貴族の広域連携の不可欠の基礎となったが、これらの動きは一五世紀には比較的短期間で終息した。

中世後期に下級貴族などによって結成された貴族団体は、フェーデの自己抑制に一定の機能を果たしたが、その帝国国制上の位置づけは不確定なままであった。他の諸集団と同様下級貴族においても近世に入って制度化が進展し、一五四〇年代以後の帝国騎士身分 Reichsritterschaft の成立によって、帝国直属と領邦所属への振り分けと帝国議会に議席はないが皇帝に対して直接負担を負うという地位が一応明らかになるのである。